

我が国の法と宗教

——井門富二夫編『占領と日本宗教』の書評を兼ねて

杉原 誠四郎
(武蔵野女子大学)

はじめに

本年三月以来、オウム真理教が世間を震撼させている。

この事件を契機に我が国における宗教の在り方、宗教と社会の在り方、宗教と法の在り方が問われ、戦後一九五一年（昭和二六年）占領末期に制定公布された「宗教法人法」が問題となっている。

このような状況で一九九三年（平成五年）出版された井門富二夫編『占領と日本宗教』（未来社）の出版は重大な意義があるといわなければならない。

しかるに、今日、宗教法人法改正論議の過程で本書があまり話題にならないのはどういうことか。瑣末な政治論議にこだわりの、この研究書の問題提起を忘れているといえるのではないだろうか。

考えてみれば、わが国の宗教政策史は、古い言葉で言えば、開闢以来、外国勢力ないし外国権力の影響下で行われたことはこの占領期の宗教制度改革を除いてはない。その他すべての宗教政策は、わが国の自主性の中で展

開されてきた。それゆえに、拙著『日本の神道・仏教と政教分離―そして宗教教育』（文化書房博文社、一九九二年）で續々述べているように、古代の自然宗教といふべき神道も、このコンピュータの今日の時代まで生き残ってきたし、神道と仏教を二重に信仰するというシンクレティズム（重層信仰）も極めて早い時期に生まれ、過度な宗教支配や、宗教戦争の例を欧米ほどには見ない穏健な宗教生活、つまり合理的精神と宗教生活が共存する穏やかな宗教文化を作り出していた。

しかるに、敗戦後の占領下で日本の宗教制度、宗教と社会の関係、つまり宗教と法の関係は、このように歴史的に形成された日本の宗教文化を基盤としながらも、初めて外国勢力、ないし外国権力の影響下または指導下で改変を強制された。今回のオウム事件も、そのような現代の宗教制度のおかれている大本から考えていかなければならないと思われる。したがって占領下の宗教制度の改革を総括して取り扱っているといふべき本書はもつと注目されなければならないと思われる。

本発表は、本書を講評しながら、我が国の法と宗教の問題を論ずるものであるが、本書は多数の研究者の共同研究であり、各研究者への敬意を込める意味も含めて、各研究者の担当している章ごとに、とくに注目すべき指摘の紹介、あるいはこれに発表者（杉原）の見解による論評を加えるなどして、つまり本書の講評を行う形で、今日の我が国の法と宗教に関する問題を掘り下げていきたいと思う。論評を加えていきたい。

序論（井門富二夫）

(一) 井門氏はこの共同研究スタートに当たってその狙いを「宗教をめぐる占領政策の影響と日本の宗教の伝統」

の葛藤を、「より国際的視点から見直していく一物となればと願う」(一一—一二頁)と本共同研究の意図を明示している。

(二) その問題の核心は、「普遍主義」と「文化相對主義」の葛藤として表れること、そして、昭和三十年代の戦後の宗教制度論争がそれを軸に行われたと指摘している(一三—一四頁)。そして氏自身は、「普遍主義」だけでは法と宗教の關係を律しえないことを認めているようである。氏は、法というものが、「人間それぞれが、意味的に生存してゆく道理として生み出した文化に依拠しつつ、…それもまた文化の一要素として設定されたものである」(一五頁)と述べている。

発表者(杉原)は、この意図に大いに賛成する者で、宗教における「普遍」と「特殊」の問題がそれによって整理されうらと思つている。すなわち、宗教における「普遍」とは、人間が普遍的に宗教的であるという意味に根源が置かれるべきことであり、それがいかなる文化形態、宗教文化形態によつて發揚され、享受されるのかは文化「相對」の問題となる。ただし、その「相對」とはいかなる文化形態も許容するというものではなく、「普遍」に裏付けられた「相對」でなければならぬことになる。そして同時に「相對」の存在意義は、「普遍」が画一の意味ではなく、「普遍」が享受されるところの「具体」として位置付くものと思われる。このような問題意識を押さえて研究を開始した井門氏は、大いに評価すべき研究を行ったといえる。

(三) かくして井門氏は、「目的効果論」について言及する(一九頁以下)。「目的効果論」はここで紹介されているように、アメリカでパーカー最高裁判事によつて一九七一年の「教区学校教師人件費公費援助違憲判決」などによつて明示されてくるが、これはアメリカにおいて、公権力と宗教が現実には関わりをもたざるをえない不可避的狀況のなかで、その限度を目的や効果から政教分離の原則といかに調和させるかを明らかにしたようなもので、

日本では、一九七七年（昭和五二年）、津市地鎮祭の最高裁判決で取り入れられて日本でも通説化したものである。井門氏は、この説に依拠しながらも日本における地鎮祭に公費支出を合憲とする目的効果論に違憲性を提示している（二〇頁）。

（四）周知のように、右の地鎮祭判決は、右の目的効果論に、法学協会「註解日本国憲法」（有斐閣一九五三年）などに片鱗的に表れていた「習俗」を汎用して地鎮祭を合憲としたものである。この点については発表者（杉原）は、法と宗教文化の關係で、政教分離原則のもと（政教分離の原理を尊重しながら）公権力と宗教のかかわりに処する理論としては不十分と考えており、その点は拙著『日本の神道・仏教と政教分離―そして宗教教育』（文化書房博文社、一九九二年）を参照されたい。

（第一部 アメリカの占領とその影響）

第一章 アメリカの対日宗教政策の形成（中野毅）

（一）戦争中のアメリカ国内の日本に対する占領宗教政策の形成にまで遡って、アメリカの占領宗教政策を検討した四八頁にわたる本論は、多大な研究業績として位置付けられよう。

（二）かくしてアメリカの占領宗教政策は、極端には日本消滅論も出沒するなかで、また他方では、ヨーロッパにおける宗教史が背後にあると思われるが、宗教への直接介入が殉教者を生み出していく危険もあると恐れるなかで、日本の文化の価値を認めながら日本膨脹主義の要素はこれを直接介入により除去するということに定着していったといえよう（四四頁）。そしてこのような観点からは、国家神道とみなされるものは廃止されるべきものとして

位置付けられた。しかしそれが実際に占領軍によって占領後の日本で実行される段階において宗教課長バンスを中心として展開された宗教政策は、国家神道の直接の排除ではなくて、国家神道(とみなされるもの)も宗教としてなら存続しうるとして、そのような存続の方途も可能な、「政教分離」の原則に変わって展開した。そして当初は、事実上の目的は、神道の力を殺ぐことであつたから、その「政教分離」とは当時のアメリカでも実施していない、そして実施しようとすればたちまち実際上の矛盾に突き当たるところの「厳格な政教分離」であつた。

この「厳格な政教分離」は、国家神道にあつてもその宗教的側面は存続しうるという意味で公平な立場であり、その点では普遍性のある政策であつたと位置付けられるが、その内的意図は、神道の力を殺ぐという意図をもつた外国権力による宗教政策であつたから、理論的にも、具体的にも問題点を孕んでいた。現行憲法における法と宗教に関する規定は、このような意図と、このような理論上、実際上の問題をもつたまま憲法に定着したことになる。中野論文からは以上のように大要をまとめることができる。

(三)しかし、ここから発表者(杉原)の論評になるが、憲法における規定は大雑把に言えば、理論上は普遍性にのつとつて理論化したものを、憲法の規定に相当する程度に抽象度を高めて規定したものである。したがつて、その後の日本側の自主的解釈、運用においては十分に日本的に適用しうるものといえよう。ただし、後述するように宗教法人法は、占領軍の権力のもとで必ずしも日本側の自主性に基づいて制定されたものでなく、宗教団体を具体的に規制する法としては不十分な環境で制定されたという深刻な問題がある。

(四)なお、中野氏は現行憲法の「宗教の自由」の保障は、個人主義的人間観に基づいた普遍的理念に発するものと考えられるようになったもので、明治憲法の規定にはなかつたと評している(八七頁)。

しかし発表者(杉原)は、通念に反したことを言っていると批判を覚悟して言えば、中野氏のこの指摘は、一面

では同意できるけれども同時に氏の指摘には過剰があると言わなければならない。というのは、明治憲法は天皇主権という理論上の問題はともあれ、憲法である以上近代の個人主義の延長にあることは否定できず、明治憲法第二〇条による「信教の自由」に関する規定にある「安寧ノ秩序ヲ妨ケズ及ビ臣民タルノ義務ニ背カザル限ニオイテ」という制限は、今日のオウム事件を見てみたとき、現行憲法においても当然存在している制限ということになるからである。

第二章 占領軍による国家神道の解体と天皇の人間化(阿部美哉)

(一) この阿部論文はいわゆる「神道指令」(一九四五年二月一五日)の制定過程、およびその内容の分析を中心にしたものといえよう。そしてその意図と内容を明らかにし、そのことによって、それを受ける日本側の受け止め方の在り方を述べたもので、「普遍」と「特殊」に関わった優れた分析が行われているといえよう。

(二) その「神道指令」は先の中野論文にもあるように「政教分離」を導入した。これは軍国主義を排除するための手段であったと阿部は言う(一〇九頁)。だが、「政治化した軍部」が消滅して対象の主体を欠く状態で、「政教分離」を過度に強調することは、「政教分離」が単なる手段から自己目的化したことになり、憲法に規定を入れ、宗教法を制定し、占領軍は「神道指令」の永続化を図ったけれども、しかしそうした自己目的化は、本来の「神道指令」の目的の域を出ているのではないかと言う。この阿部の論は(一〇九頁)ほぼ妥当といえるのではないか。

(三) このような観点に立てば、「神道指令」に典型的に見られる「軍国主義」や「過激な国家主義」を排除す

るといふ占領政策は、単に連合国の安全保障のためではなく、普遍的原理を日本のなかに導入したのだということになり、逆に肯定される。とすれば、日本にもたらされた「政教分離」はこのような観点で運用される必要がどうしてもあるということになる。阿部は言う、ヒロシマの原爆記念碑に刻まれた碑文は、人類的観点から悲劇をくりかえさないことを誓っており、世界平和のための原理への読み替えとなつてゐる、と(一〇八頁)。

第三章 戦後日本文化交流計画の始動(五十嵐武士)

(一) 本論は、占領下、冷戦構造が顕著になるなかで日本国内に生じうる脅威を取り除くとか、懲罰的動機をともなつた占領政策から、真に日本をして親米的にするため政策を転換しようとした占領末期のダレスと、ロックフェラー三世の文化交流計画に関する一連の動きを分析したものである。

(二) 五十嵐氏の指摘によればロックフェラー三世は、敗戦と占領によつて日本人が国際情勢から相対的に隔離されており、日本に「知的精神的な真空状態が生じている」と見ていたという。

占領軍の占領政策、とくにその検閲行為からくる当然の帰結であつたともいえるが、当時の日本政府の対応も、そのような盲点を克服するのに足る施策は全くなかつたといえよう。五十嵐論文によれば当時の首相吉田茂も、日本の文化交流には熱心であつたが、それを越えて、占領下日本の盲点を自覚した施策は一切なかつたといふべきであらう。それどころか、占領末期、および占領解除後、改めてなすべき日本国民間の公明正大な議論の機会をつみとり、その後、国家が崩壊するのではないかと思われるほどの保守・革新の対立の原因を作つたといえよう。これは占領末期、占領解除直後の吉田を初めとする日本側、日本政府の対応にあることを発表者(杉原)として指摘し

ておきたい(拙著「日米開戦とポツダム宣言の真実」亜紀書房、一九九五年参照)。

第四章 宗教法と日本文化(洗 健)

(一) 本論は、宗教と法と日本文化の関係を真正面に論じた論文といえ、「人間に最初に基本的な世界観を提供してきた文化が、宗教にほかならない」(一四四頁)と瞳目すべき透徹した宗教の要諦を指摘している。しかしながら、洗氏は法と日本文化については必ずしも専門の研究者ではなく、ために、法、文化についていくつか基本的なまちがいをおかしていると思われるところが見受けられる。

(二) まず氏は、我妻栄の言を引用して、「近代法の人間観すなわち、人間を自由な意志の主体として捉え、社会関係の基本を平等な契約の関係において捉えようとする人間観に、西洋キリスト教文化の影響を見ることができないであろうか」(一四五頁)と指摘している。

周知のように、西洋と非西洋の法思想もしくは法観念の違いは、個人を意志の主体とした自由や権利の観念をもっていたかどうかにある。非西洋の法は、大雑把にいえば、法とは権力が人民を統治するための単なる手段で、そこに国家の構成員たる個人を単位とした自由や権利の観念はなかった。ローマ法を中心にした西洋のこの独特の法観念が、法思想、法観念として普遍性をもち、今日、世界共通の法観念となっていることを考えれば、右のような我妻の指摘は近代法のみの特徴ではなく、西洋の法そのものの固有の観念であり、西洋においては古代より法そのものにおいてこのような観念があったといえる。もちろん、近代以降の人權思想は、法観念に飛躍的な発展をもたらした、そのかぎり近代法と近代法以前の相違はある。

(三) また「信教の自由」について指摘すべきは、氏がロンメンの言を引用して指摘するように古代において「民族の生活の準則である秩序はすべて神によつて創造された聖なる秩序であった」(一四三頁)と観念されたことである。その点では自由と権利を核にしたローマ法においてさえ古代であるゆえに「信教の自由」の観念を打ち立てる必要はいささかもなかった。「信教の自由」とはキリスト教文化に変わつて以降激しい宗教戦争を経て打ち出された観念であり、まさに基本的人権の誕生と軌を一にする。

(四) ところで発表者(杉原)の読み取りが少し強引かもしれないが、洗氏には「信仰の自由」が戦前の日本では天皇制ゆえになかつたとも読み取れるようなところがある(一四八頁)。日本に信仰の自由の観念がなかつたのは、明治までの法思想、法観念に西洋的なもの、ローマ法的なものがなかつたからであり、非西洋法の世界では、どこでも「信仰の自由」などの観念はなかつたはずである。

たしかに戦前の天皇制は、「信教の自由」をそのまま十分な形で導入することには阻害の役割を果たしたと言え、言えなくはないであろう。しかし天皇制は、「信教の自由」を、その観念のまったくない東洋において初めて導入したという積極性、柔軟性を評価する立場も成り立つはずである。したがって、さきの中野論文でも指摘したことが、大日本帝国憲法の「信教の自由」の保障と、現行憲法の信教の自由については、その相違を強調するよりも、東洋または世界的視野からは、それ以前の西洋の法思想、法観念のなかつた時代と比して、その共通性、近似的性を強調することのほうがはるかに大切であり、そのほうが世界的に鳥瞰したときはるかによく符合するのである。

(五) なお、氏は占領下で制定された「宗教法人法」に対して「現行法はけつして悪法ではないと思われ」(一五七頁)と述べている。この問題については以下いろいろなところで論じる。

(第二部 占領と日本宗教制度の変遷)

第五章 国家神道体制の成立と展開―神社局から神祇院へ(阪本是丸)

(一) いわゆる「国家神道」の成立と展開を扱った本論は、占領宗教政策を見るときの不可欠の部分をなす。

(二) 阪本論文では必ずしも強調されていることではないが、明治維新による近代国家の成立によって、神社は存在が脅かされる状況に立ち上がったのではないか。明治前、日本はそれこそ瑞穂の国で、産業としては稲作を中心とした社会で、そのなかで稲作を前提とした神道は、自然宗教としてきわめて社会と密接に存在しているが、明治維新による近代国家の成立による近代的土地所有制は、神社の宗教的基盤と経済基盤を破壊する関係にあったといえよう。

他方、近代国家の成立によって、観念の上での政治と宗教の分離による信仰の自由を原理とした宗教としての社会的認知は、主として仏教が荷うことになり、神道は、神道の意図とも関係なく宗教からも駆逐され排除される可能性を内蔵していた。事実、阪本論文にあるように(一八五頁)昭和五年真宗教団はそのような意見を具申し立てた。

もちろん国学的イデオロギーによってなった明治維新によって国家のアイデンティティとして特権的地位が与えられる方向性が明治の初めよりあったこともたしかである。すなわち、神道は国家の祭祀を司るものとして国家神道の地位を与えられ、社会的には一見、優位な地位を与えられるが、しかしそのことじたいが現実の神社に不利にはたらいた。すなわち、そこから強要される神社の宗教性の放棄は、さらに経済的基盤を失わせ、国家との結び付きをさらに必要としていったというように社会学的には概括される。

(三) このようにして国民の参拝を強制した国家神道の成立に対し、阪本氏は、神社は宗教ではない、したがって、神社参拝を強制しても信教の自由を侵害したことにはならないという主張を「詭弁以外の何物でもない」(一八六頁)と断じている。江戸時代までの神社の実態及び明治以降の神社の実態または本質を考えると、神社の宗教性は否定できないというのはまさに氏の言うとおりであろう。

(四) しかし国学的イデオロギーによつて天皇主権として成立した明治以降の国家において、すなわち、建国以来、初めて、地球規模の国際的視野をもつてアイデンティティの形成を迫られた明治国家において、神社ないし神道が、民間の一宗派一宗教として存在しているものではないと観念する傾向が出てくるのも自然であつて、明治以降の政府が神道に特別の地位を与えることは他面でひとつの自然な流れであることも認めざるをえない。

要は、神社を国家の祭祀にかかわるものとして位置づけながら、国民からは宗教としてみる自由を付与すべきであつたのであつて、宗教のなかに祭祀の要素を見ようとしめない祭祀と宗教の社会的な厳密な分離では、祭祀と宗教の内的関係から無理があるということである。この問題は戦後の宗教の社会的取扱い、すなわち法と宗教の関係においても十分には、またはまったくいつてよいほどに解決されていない問題である。

(五) とところで阪本論文によれば、一九二九年(昭和四年)に設置された神社制度調査会で、水野なる委員が、昭和五年調査会の会議において「例へば神社ニ小学校生徒ヲ参拝サセ或ハ神棚ヲ拝マセルトイウヤウナコト、小学校生徒ニサウイフ参拝ヲサセルコトハ、コレハ崇敬ノ意志ヲ以テサセル；但シ神社ノ式ニ列セシメル、サウシテソレヲ信仰セシムルガ如キ行動ヲナストイフコトハ所謂宗教的行動、例へば今御祓ヒトイウコトヲヤル、サウスルトソノ事柄ハ神社ニ対シ強制的ニ信仰セシムルコトニナル、ソコニ行クト信教ノ自由トイフモノガ殺ガレルヤウニナル」と発言している(一八六一―一八七頁)。

これは、一九八五年（昭和六〇年）、中曽根内閣の下で「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」いわゆる靖国懇の報告書を受けて、二礼二拍手一礼の神道形式ではなく、一礼をする参拝ならば合意であるという内閣法制局の見解を彷彿とさせるものである。発表者（杉原）は、これに對しまるで高校生のレポートのような結論だと揶揄したことがあるが（拙著『日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育』二一五頁）、このような見解はじつは戦前にもあつたことが発表者（杉原）にはわかつた。宗教に関する法論理は、戦前においても必ずしも十分に深化していなかつたことがわかつた。

第六章 宗教制度の改編過程—宗教行政を中心として（古賀和則）

（一）占領下の宗教法人令制定から宗教法人法制定の過程を概括した論文である。したがつて本共同研究にとつても不可欠の部分をしてしている。

（二）がんらい宗教法人法は、宗教法人令の法人設立届出主義の弊害を是正するため文部省の要請を受けて行われたものだが、実際の法制定にあつては、文部省の意向はほとんど否定され、占領軍、民間情報教育局宗教課の意向を中心に宗教界が協力してできたといちおう総括されよう。文部省側としては、宗教法人法の弊害が目にあまるとはいへ、占領下、占領軍の意向の主導によつてしか法改正が行いえない状況において、法改正に着手したことは大いなる誤判断というべきであろう。なおかつ、占領下で宗教界という場合、宗教を主宰した関係者、つまり宗教専門職者のことであつて、一般の信者や信徒の立場は考慮されなかつたといえよう。もつとも問題は、實質的に国民の意思を汲み容れる機会がなく制定されたことである。宗教法人令のほうはまだ信者や信徒の立場を考え、国民

の意思を問ひ日本の実情に合つていた。

(三) 現行宗教法人法は、本論で述べてある占領下で制定された宗教法人法のことだが、この宗教法人法制定の過程に関する氏の説明で現行宗教法に關して發表者(杉原)としていくつかはつきりと指摘することができる(二二二—二二三頁)。

① 宗教行政および宗教法人活動において公共の福祉に關する配慮が否定されている。

② 信者や信徒に關して法的位置付けがまつたくない。

③ 宗教行政が宗教に關する信仰、規律、慣習に關して關わることがまつたく否定されている。

(四) 占領軍のこうした態度の表向きの理由は、「信仰の自由」の完全なる保障と、政教分離の徹底であつた。

そのために、宗教法人令第六条の解釈について、宗教団体が分派、独立する場合は、所属宗教団体の管理者の許可を必要としないと指導した(二一九—二二〇頁)。すなわち宗教団体内における信仰の自由の保障ということになる。宗教団体とはいちおう信仰を同じくする者の団体であり、その信者が異なる信仰を始めようとするときにはいったんこの宗教団体を脱退して新たに宗教活動を始め、必要ならば新たな宗教団体を結成すべきと考えるのが通常と思われるが、占領軍宗教課長バンスらの指導は、宗教団体に所属しながらそのなかでさらなる信仰の自由を付与するものといえ、宗教に對する法の在り方、宗教行政の在り方としては、異常というべきであらう。

このような異常な原理にのつとつて宗教法人法の制定を主導したということは、逆に宗教法人法が健全な法でないことの傍証となる。

ただし、古賀論文には出ていないが、宗教課のバンスやウッダードは、宗教法人法によらなくても、つまり民法上の財団法人でも信仰の自由を享受する団体になりうることを示唆していたようであるから、その点では、理論的

に柔軟性があつたことになる(たとえばウイリアム・P・ウッタード『天皇と神道』サイマル出版一九八八年、三二九頁)。そしてそうならば、戦後の宗教制度としてそのように実現されるべきであつたのだろう。

第七章 杜寺領国有地処分の意義と影響(戸田宗賢)

(一) 政教分離にともなう宗教団体の財政変革の問題として貴重な論文である。

(二) 一九三九年(昭和十四年)の「寺院等ニ無償ニテ貸シアル国有財産ノ処分ニ関スル法」による第一次処分が宗教保護を目的としたものであるのに対し、一九四七年(昭和二十二年)の「杜寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に關する法律」による第二次処分は政教分離のためであつたことにより、宗教団体と国家の財政面からの結び付きが切れ、財政面では、自立、私的存在となつたことですっきりしたところがある(二五六―二五七頁)。しかし農地の解放を徹底させた農地解放政策との競合もあるが、これらの処置により受けた恩恵は実際上は不平等をもたらしただけを指摘しなければならぬ。

(三) またこのことによつて境内地は原理上、私的財産となるわけだが、単にそれだけでこととすまることができるとは問題である。例えば富士山などの境内地が単なる私的財産としてだけ処理しうるかといえれば必ずしもそうはいえない。本論とは直接には関係ないが宗教法人の所有する文化財なども同様の問題を内蔵している。

(第三部 占領と日本宗教)

第八章 占領政策と仏教団体(竹村牧男)

(一) 占領下の宗教制度改革によつて、日本の宗教または宗教団体がどのように変化していったかは、占領宗教政策を考へるうえでである意味ではもつとも重要な分野である。とくに日本の宗教で中心的存在たる仏教についてその団体が、戦後の宗教制度によつてどのように転変していったかを分析した本論は、また本共同研究の不可欠な部分をなす。

(二) すなわち、戦後の宗教制度とは、憲法を下に具体的には占領下で制定された宗教法人法が中心となるわけだが、もとより信仰の自由から宗教上の結社の自由があることは自明である。その宗教上の結社の自由に便宜を供するのが宗教法人法が、逆に宗教の、あるいは宗教団体の在り方を規律する。信仰の自由に基づく宗教団体の結社の自由は、必ずしも宗教法人法に従ふ必要はなく、講学的には権利能力なき社団としての結社の自由を保持していることは明らかだが、しかしその結社の自由の一具体的自由として便宜を与えた宗教法人法に基づく宗教法人は、法的能力を具体的に与へる具体的な形態であるゆゑに、事実上は、宗教上の結社の自由は、宗教法人法に基づく宗教法人によつてみだされている。

だとすれば逆にその宗教法人が、宗教の在り方、宗教団体の在り方を規制していることを見逃すことはできない。そうした意味で本論は宗教法人法の真価を吟味し、日本の宗教もしくは宗教団体の在り方を見ると、きわめて重要な論文ということになる。

(三) 竹村論文によれば、従来「住職―総代」の制度があり、総代に議決権はないが、重要な財産処分などには

連署という形で関わり、檀信徒の意思の反映する装置であったという。ところが、宗教法人法の「責任役員―代表役員」の制度では、運用によっては、この責任役員のなかに総代が入ることによって従前の機能を果たしうる可能性がまったく閉ざされているわけではないのではあるが、しかし議決機関としての責任役員によるそれは、やはり従前の総代の果たした役割とは異なるものであると結論している(二六七―二六八頁)。

総代は補佐的な立場にある一方、住職が意志決定機関なのか執行機関なのかその性格が分明的でない従来の制度より、キリスト教プロテスタントの教会運営に範をとった「責任役員―代表役員」の制度の方が合理的と占領軍にとっては見られたかもしれないが、それによってもたらされた日本の既成仏教団の規約をたんねんに調査してみると、総代は形式上従来どおり置いている形態が圧倒的だが、しかし実態は意志決定機関として責任役員がいるため、寺院の意志決定から締め出されているのが実態であるという(二八〇頁)。というよりむしろ責任役員制度を利用して、住職の妻子や近隣の寺院の住職を責任役員とすることによって、同族支配と住職間の相互扶助と相互監視を出現させているという(二八〇―二八一頁)。

(四) こうした実態は、必ずしも宗教法人法の目指したものではなく、原理的には宗教法人法の運用の問題であり、その意味では、宗教法人法じたいの問題ではないとも強弁しうるが、文部省は、一九六三年(昭和三八年)、総会に責任役員以上の権限を与えることを、宗教法人法に違反すると指導しており(二八七―二八八頁)、宗教法人法が運用の問題を厳しく制約していることは否めない。かくして日本の伝統を考慮せず、外国の一形態を範として無理に導入し強制したことの責は免れられない。事実これによって、日本の既成の仏教教団は、今日では、寺院単位に私物化が進み、活力を失っているとしたかにいえる。明治以来の戦前における仏教教団の活動の活発さと比較したとき、歴然と活動が落ちているのはたしかである。

(五) 宗教法人法の制定では、自主的、民主的な管理運営を目指すことがしばしば強調されたが、それは、宗派、教団の統活力の弱さ(寺院の宗派、教団からの離脱)としては現れているけれども、檀信徒が実質的に締め出された現行「責任役員―代表役員」制度は、その意図を裏切り、戦前よりはかえって非民主的となっている。

(六) なお、戦前から歴史をもっている新興巨大仏教教団の場合は、竹村が直接に論じているところではないが、必ずしも活力、活性化の上で直接に問題があるとは見うけられないように思われる。それは既成仏教と存在の形態がちがうからである。

第九章 日本文化接触の中のキリスト教団―一九四五年八月から一九五二年四月まで

(J・D・リード)

(一) 日本人であるという立場と、日本では比較的歴史が新しいプロテスタントということとで占領軍のキリスト教的立場というこつの異なる基盤に立っていたプロテスタントの対応として興味を注がれる論文である。

(二) 敗戦直後の「国体の護持の一念に徹し」とか「日本の伝道は日本人の手に依るの健全を持し」とかいうプロテスタント教団の声明は(二九七―二九八頁)、日本人としての立場が色濃く示されている。

そしてやがては宗教法人令、天皇の人間宣言、日本国憲法に対して「国体観念による一切の圧力から完全に解放された」と評価するにいたり、さらには、一九五〇年(昭和二五年)有志による「キリスト者平和の会」が発足し、非武装中立、全面講和を主張するにいたる(三一〇―三一一頁)。

(三) この大きな変貌は、教理的には、カトリックと比較されると同時に、大きくは、占領期の日本人の変貌の

ひとつの流れと一致しているところが、戦前、戦中、占領期と、さきの第三章にあったロックフェラー三世の指摘である。日本には「知的精神的な真空状態」が生じている(一三五頁)という大きな枠づけのなかに入っているといえるようである。

そしてリードは、その変化の過程が、お上に対して忠実であるよりも神に対して忠実であることが先であるという、プロテスタント者の主体性の回復の過程であったというようにもまとめているが(三一五頁)、たしかにそのようにもいえよう。

第一〇章 カトリック教会の展開・戦時下と戦後―宗教社会学的な一考察(ヤン・スウィングドール)

(一) 戦前や戦時下、あるいは占領下のカトリック教会の在り方に対する反省は極めて少ないとスウィングドールは言う(三二一頁)。この点はいまなお、戦争責任の問題で信徒たちのあいだで対立や紛争を起こしているプロテスタントといちぢるしく異なるという(三二二頁)。この相違は何を意味するか。キリスト関係者以外の宗教関係者にとって十分に考慮すべき内容をもっている論文といわなければならない。

(二) カトリックは、ローマ教皇庁に従属しているということで、戦前、戦中は、権力からプロテスタント以上に警戒されていたようで、宗教団体の施行にともなって一九四〇年(昭和十五年)から一九四一年(昭和十六年)にかけて、それまで外国人で占められていた区長をすべて邦人区長に切り替え(三三五頁)、「公教要理」という教義書も文部省の検閲を経ながら書き換えが行われた。しかしながら、戦争にまつわる死者の慰霊に関して、カトリックはプロテスタントと異なり、たとえ神道による儀礼であってもそれに出席することを拒まなかった。これは日本

の特殊状況における日本とだけの妥協ではなく、カトリックそのものが他宗教の儀礼に世俗上の目的として（カトリックからは「宗教的意義が失われている」ものとして（三三三頁））、参加することを認め、これに反抗的態度をとる必要のないことを、バチカン教皇庁においてすでに認めており、日本では単にその応用だった。一九三二年（昭和七年）の「上智大学の靖国神社参拝拒否事件」において一九三六年（昭和十一年）ローマ教皇庁の訓令において愛国の表現としての参拝を可と認めていたのである（三三二―三三三頁）。

かくして一九四五年（昭和二〇年）十一月にはマッカーサー元帥に靖国神社を廃止すべきでない意見具申を行っていた。さらには神社神道を弁護したのは、カトリックの外国人宣教師であったという（三三九頁）。

スインゲドールは、このカトリックの一貫性が戦中、戦後のカトリック教会の態度において反省の欠如というように見える理由であると述べている（三三一頁、三三六頁）。

(三) すなわちこの一貫性によって、反省や自己批判のともなう急速な路線変更の必要性または可能性は少なくなる。反省すべきことを反省し、自己批判すべきことを自己批判することは、それじたい否定されるべきではないことであるが、しかし一貫性の欠如という問題は、状況に巻き込まれて反省すべき域を越えて反省し、自己批判すべき範囲を越えて自己批判する弊に陥ることもなる。そのために、その反省や自己批判においても一致が得られず対立が生じることになる。

(四) とくに占領下の宗教制度改革は、正義の戦争をしたという前提に立つ占領軍によって、悪徳の戦争をしたと位置付けられた日本に対して一方的に指導して行われた改革である。改革という名のもとに、価値あるものが否定され排除され、日本では機能しない副作用の大きい制度が導入されはしなかったか。「普遍」と「特殊」ということでは、「特殊」にあった「普遍」が創出され、「特殊」に合わない「普遍」がもちこまれそれゆえに「普遍」

が失われたということはないか。

(五)なお、本論には言及されていないが、占領期のカトリックの在り方で一つ腑に落ちないことが宗教教育の面に出てている。一九四七年(昭和二十年)五月に出た『学習指導要領・社会科編(Ⅰ)』は、社会科の授業のなかで地域の祝祭日や宗教行事を学習する指導例が詳しく示されているのであるが、カトリックはこれに対して政教分離に反すると占領軍に申し入れを行った。そのため占領期、こうした宗教教育は後退し、そしてそれが今日に連続していることを指摘しておかなければならない。

だがこれら学習指導要領に見る活動は特定の宗派宗教を支援したものではないし、したがって政教分離に反する者ではないし宗教教育の重要性から教育では推奨されるべきものであった。このような授業を地域において行えば、実際には仏教に触れることが多く、キリスト教にとつて直接には利することはない。しかし宗教に関する正しい関心を啓培するには必要なことであり、社会科の授業としては必要なことであった。

というより、この『学習指導要領・社会科編(Ⅰ)』は、アメリカ、ヴァージニア州の例をそのまま日本に翻訳して移したものであった。このときのカトリックのとつた行動には普遍性がなかったし、また占領軍の厳格政教分離は、アメリカで実施されていた宗教教育も不可能とするほどに、普遍性のないものだったという証しになっている。この点については拙著『日本の神道・仏教と政教分離—そして宗教教育』に詳しく示してある。

第一章 占領下における修験の展開(宮家 準)

(一) 山岳修行と呪術宗教的活動を宗旨とする修験道は、一八七二年(明治五年)明治政府によって禁止されて

以来、多くは仏教団に包摂されて活動していた。

占領下の宗教政策で、とくに宗教法人令の下で分離、独立して自立して活動できるようになったことは、戦後の宗教制度改革の意義として位置づけることができる。

(二)だが同時に問題が生じている。占領下の政教分離で実施された信教の自由は、宗教の私的存在の強化として実現されることもあった。いわゆる霊域とか信仰対象となる聖なる自然物は、特定宗教法人の私的財産として整理される。宗教法人法はまさにそれを制度化したものである。

修験道では、原理的にいえば、必ずしも特定宗教法人の所有のような形で霊域を私的所有しない。またその宗教法人の信徒のみの占有する礼拝施設というものを原理的にもつ必要がない。修験道の存在は、私的所有を原理とした宗教法人法に原理的になじまないことを教えてくれる。

(三)ただし、右に述べたことは、占領宗教制度改革特有のことではない。第五章阪本論文で発表者(杉原)が述べたように、近代国家の誕生が修験道の存在余地を狭くしていく装置を内蔵しており、占領宗教制度改革は、これを低次元に最高度に徹底させたといえよう。

今日はたとえば富士登山など、それを私的所有する私的宗教法人の良識によって問題の生じないように運用されているが、あるべき宗教制度においては未整備のものが多いといわなければならない。宗教法人法の、宗教団体に対する規制は、一方的な規準による徹底的な規制であるため、その規制されていない宗教に関する領域に対して矛盾を拡大させているといわなければならないだろう。

第二章 新宗教と敗戦・占領―修養団捧誠会の場合(烏蘭進)

(一) それほど大きな教団とはいえない修養団捧誠会を通しての戦前、戦中、敗戦、占領にともなう宗教教団の変動を示したのが本論である。この教団は、戦前は弾圧を受けながら、戦後はその教えをほとんど変えることなく皇国護持を貫いた教団である。もっとも変化をかたく拒否したのではなく、時代とともに変化したともいう。本章の目的は戦中、戦後を通じてほとんど教えを変えなかったこの教団を通して逆に宗教を包む社会環境の変化を明らかにしようとしたのであろうか。

(二) 本章は、本共同研究全体からすれば、巨大な新興宗教の展開、発展を取り上げるべき章であったように思われる。現在の巨大な信仰教団はそのほとんどが戦後に誕生したのではなく、多くは誕生は戦前にあるものである。しかも仏教系が多い。既成仏教教団が江戸時代以来の檀家制度によって、安定しながらも活動が抑制されていると、近代国家、近代社会の出現において新たな布教活動をするための、あるいは布教活動をなしうる仏教教団として新興仏教は、戦前において誕生すべくして誕生したと考えられる。そしてそれが戦後、宗教制度の改革を経てどのように展開していったのかは、本共同研究として必須の分野だったと思われる。そのような観点からすれば、本共同研究としてはそのような課題を果たしていないことが逆に明らかとなっているので、その点で本章に関しては、本共同研究の弱点を逆に指摘できる。

(第四部 回想 占領と日本宗教)

一 岸本博士と占領時代の宗教政策(高木とよ子)

(一) 高木とよ子氏は、占領軍の宗教政策の立案、実務に重要な関わりをもった宗教学者岸本英夫を私設秘書のような役をして助けた人である。その立場から岸本英夫の足跡を回想したもので、その意味で、意味のある一論である。

(二) ところで高木氏は、歴史についてつぎのように興味ある言を寄せている(四二三頁)。

「日々の新聞を賑わした大小さまざまの事件も、歴史的事実として読むと、当時分からなかったことが明らかになったり、あのときはこうだったのにと思うことが意外な解釈をされていて驚く場合がある。時間の経過とはまことに不思議なもので、かつての事実は、そのまま性格に伝えられるより誇張されたり歪められたり、あるいは埋没されて歴史を形成することのほうが多いのではないかという気がする。それは、当時の人々が「正確」だと思ったことが、実は、近い出来事であるために、必ずしも全体を見ていなかったということに起因するものであろう」

本書に対する論点としては少しづれることになるが、歴史とは何か、宗教制度という社会の根本を規制する制度の改革、しかも敗戦を経て占領軍という外国勢力の主導によって行われた占領宗教制度改革において、岸本英夫が一貫して善意で動いたことは誰も疑わない。しかしその善意で動いた彼の努力の足跡が、歴史において必ずしも善なる効果を残し今日にいたっているというとはいえない。彼の善意の行動が結局は歴史に悪の結果を残していることすらありうる。

文部省が善意で、宗教法人法の制定に努力したが、できてしまった宗教法人法は、文部省の必要とする善がこと

ごとくといつてよいほどに欠如した法規で、しかもそれは今日の宗教制度の根幹となっている。善意の努力が必ずしもよい結果を生んでいない大きな例である。

占領軍として総体的には善意であった。だが、今日、この占領宗教制度改革に関わった人たち、例えばウツグードなどが、占領宗教制度改革を失敗したと評しているのはまことに歴史の皮肉である。

だが、歴史は教えてくれる。歴史は最後には善意によって支えられていることを。そして善意によって支え、支えなければならぬことを。だとすれば、今日の我々も善意に立つべきである。善意によって数々の失敗の含まれている占領宗教制度改革に対して、今日の我々こそが善意によって、その悪しき部分を改善し、公正にして善なる制度を後世に残し、占領期の占領軍、日本側の多くの善意の努力者の努力を善に結晶させるのである。

二 宗教行政の中から―河和田唯賢氏に聞く(聞き手 古賀和則)

(一) インタビューを受けた河和田唯賢氏は、一九三五年(昭和一〇年)から一九七〇年(昭和四五年)まで文部省の宗教課に勤務、占領下の宗教制度改革に直接タッチしてきた。質問者古賀和則氏の質問も鋭く、河和田氏の回答には多くの原理的問題が表示されている。

(二) 河和田氏は占領下の宗教法人令の準則主義(届出主義)は、公益法人に対するものとしては異様であったと述べている(四四一頁)。

公益法人は営利法人に対する概念であるが、公益とは、公共の利益を意味し、通常は祭祀・宗教・慈善・学術・技法が例示される。これらを見ると、公共の利益に供しながら、国家権力の直接の管理、運営にはなじまない、つ

まり行政行為として行うにじまず、結果として国民の私的自治において実現される公共の利益と思われる。

だとすれば、公益法人の結成は単なる結社の自由とは異なるものである。つまり、宗教法人は信者が単に信仰を共有した集団というだけでは、それは単に結社の自由を享受しているだけであつて、これを公益法人にするというならば、たとえそれが信仰を同一にする信者のあいだだけの閉じられた集団活動をしている場合でも、法的には例えば宗教心を醸成し、信者に心の活力を与え浄化する等、公益に供しているという前提があることになる。従来、宗教団体が公益法人たりうるといふ認定にはそのような法的前提があつたであらう。

したがつて公益法人としての宗教法人の法人格を与えるに当たつては、準則主義(届出主義)はなじまないといふ河和田氏の主張は正当な論である。現在の宗教法人法は法人格の認定、付与の行政行為を一応「認証」としてゐるが、「認証」ならば調査なくしては成り立たないといふ氏の主張は(四四八頁)、正当である。

(三) 古賀氏の質問とそれに受け答える河和田氏の対話で、占領下、宗教法人法制定を促した文部省と、それを指導した占領軍とのあいだには、文部省側は、宗教法人は公益に資するものという前提があり、占領軍は宗教法人法は、信教の自由からくるものであつて宗教団体を性格付ける必要はないという前提があつたことがわかる(四六六―四六七頁)。

とすると、占領軍の宗教行政にあつては、公益を宗教法人法の視点の基準とするのではなくて、単に人權を制限せざるをえないときの概念「個人と社会の關係の調和」たる「公共の福祉」が視点の基準となる。

とすると、古賀氏が質問するように、そのような「公共の福祉」のみの制限をうける宗教団体になぜ法人格を与えるのか、という問題が出てくる(四六六頁)。そして河田氏は指摘していないが、現行の宗教法人法は「公共の福祉」にもほんとうは服していないのではないかと問題がある。

(四) 要するに、憲法第二〇条の信教の自由は、単に結社の自由を保障するのみで足り、これが公益法人として法人格を与えられるには、一定のハードルがあり、宗教法人法は、信教の自由、信教の自由に基づく結社の自由による結社そのものではないことがわかる。が、逆に宗教法人法が現実を果たしている役割から考えれば、結社の自由から公益法人たるのあいだの幅広い領域を管掌していることにあり、にもかかわらずその広い領域に対応していないということに問題があるといわざるをえない。

三 占領軍と新宗教(大石秀典)

(一) 大石秀典氏は曹洞宗に育ち、戦後、一九四八年(昭和二十三年)一月二十五日以来法務府特別審査局調査課で、法務という立場から宗教関係の調査をし、広義の宗教行政にかかわった人である。

本論に出ていることではないが、内閣法制局が解体される一九四八年(昭和二十三年)二月までは法務関係部署は、占領軍の占領政策へのもつとも先鋭的抵抗の部署である。が、この解体を機に内閣法制局はもちろん他の法務関係部署を含めて法務関係部署はもつとも占領軍に忠実な部署に変わり、それは今日にまで続いているといわなければならない。

(二) 占領軍の宗教政策の根幹は信教の自由の最大限の保障であり、公共の福祉に反しないかぎり、宗教に対して具体的には宗教行政、つまり公機関の干渉、介入はありえないということに理論上はなるはずであるが、宗教政策外の政策も含めて占領政策への批判、抵抗は、占領下の宗教団体の活動として許されなかったこと、抑制されたことが、この大石氏の報告でわかる。大石氏の指導は多く新興宗教に対して行われた。

四 占領政策と神道界の対応(洪川謙一)

(一) 本報告は、一九四六年(昭和二十一年)七月以来神社庁に入り、以来、一貫して神社界に身を置いた洪川氏によるものである。占領宗教制度改革において占領軍の監視の的であった神社界の転変の記録として意義がある。

(二) 一九四五年(昭和二十年)十月二五日に出た葦津珍彦氏の「神社制度変更に関する私見」は高く評価すべき所論と思われるが、その骨子は、洪川市のまとめるところによれば、つぎの二点になる(五〇一頁)。

① 皇室と直接の関わりのある勅祭社や天皇、皇后を祀る宮内庁に移管する。

② 一般神社は従来の国家との直接の関わりを立ち、財団の祭祀法人としてその祭祀を保存する。

①は①の神社が直接に皇室にかかわる神社であり、その固有の祭祀の行為から見て、これを単純な私的法人にすることは法的に不整合をきたすということにおいて一理ある。

②における一般に神社というものは、単純に私的に閉じられた宗教活動ではなく、地域または公衆に聞かれた祭祀の活動をするものという実体を見れば、これまた通常の私的な信者の集団に付与するものとしての現行の宗教法人に一括に組み入れるのには懸隔があまりすぎる。しかし、もちろん、信教の自由、信仰の自由、および政教分離の原則から国民にこの祭祀法人の祭祀活動を宗教活動とみなす自由は保障されるべきで、その意味では宗教とみなされるものとして位置付かなければならない。

(三) なお右の勅祭社の場合については、それを宮内庁に移すことについて、歴史史料のうえでは記録がないであろうであるが、占領軍宗教課課長バンスは形式的には反対しなかったという。ただその場合、これに国民が参拝するのは許さないとバンスは判断したという(五〇四頁)。しかしこの硬直したバンスの判断は、バンスの最大の誤判

というべきで、理論上は信教の自由、信仰の自由に反した判断であったというべきである。現在、勅祭社は、天皇の勅使を受けて祭祀を行っているが、占領期、故実にあるものはその神社の習慣としてみると、抜け道をパンスに認めさせてこの慣行が成立している。しかし建前としては私的宗教法人として他の一般の宗教法人と同じものにしておいて、*「抜け道」*でこの慣行を成立させているというのは立法政策としてはやはり健全な姿ではない。逆に勅祭社が天皇の意思とはかかわりなく、私人として境内を放恣に例えばゴルフ場にも変更しうる余地を法的に存在せしめている制度は我が国の宗教制度として健全な姿ではないであろう。

(四) また、一般の神社が財団なることに関し、洪川氏の述べるところではないが占領軍の宗教政策にかかわった、ウィリアムズ・P・ウッダードが『天皇と神道』(サイマル出版、一九八八年)でつぎのように述べていることをどうしても付記しておく必要がある(同書、三二九頁)。

「靖国神社などが社団または財団などの民法上の法人になつていたとしたら、それらは宗教団体ではないという彼らの主張は、もつと現実に展開できたのではなからうか。宗教法人であるかぎりは、その可能性はないように思われる。公的に戦没者を記念することに関しては、それが宗教的行事や、あるいは第二次世界大戦前の時代に於けるいき過ぎを含むのではないかぎり、宗教課は反対ではなかった。」

(五) なお、洪川氏は、神道指令について、西欧的な政教分離の枠をこえて、政教分離を完全分離主義まで強行しようとしたとしており、それは政教分離による反宗教政策であり、マルクス主義的政教分離であると述べているが(五〇八頁)、政教分離が行きすぎれば、それは宗教弾圧になるというのは、現在の宗教法に関する学問的水準では理論的にも、歴史的にも実証されているといつてよいだろう。

五 検証GHQの宗教政策（福田 繁）

(一) 占領期の重要な時期一九四六年（昭和二十一年）五月より、一九四八年（昭和二十三年）八月まで、文部省宗教課長を務めた、福田繁の回想録として有意義である。

(二) 福田は、占領軍の宗教政策の根底に日本の「国体」の変革があつたと述べている（五二五頁）。

「ポツダム宣言」やアメリカ本国の動向を受けて、信教の自由を判断の規準にし、その範囲内では一定の公正な態度を維持しながらも、過度に厳格に政教分離を推し進めた占領軍の宗教政策を総括したとき、このような指摘もあながち誤りとはいえないであろう。

しかし、天皇主権から主権在民への変革は、明治憲法においても実質は主権在民に近く、改正憲法はこの事実を形の上で明示したにすぎないといえ、はたして「国体」の変革として呼べるのか、またそれをもつて「国体」の変革と呼ぶならば、それは宗教行政とはかかわりなく、戦後のすべての改革の基本原理ということになる。問題は、右のような「国体」の変革のなかに、既成の宗教教団、神道関係だけでなく仏教教団の社会に対する影響力の低減を意図的に図っていたかどうかということである。あれば悪質な「国体」の変革である。そのような意図はなかったとすれば、このような宗教政策、つまり宗教制度改革が、占領下で占領軍の一方的判断によって行われ、さまざまな矛盾、問題が生起し、それが強権的に制度として定着させられたということになると思われる。

(三) バンスは、福田氏によると「戦死した人間が神になるという信仰はどうしても理解できない」と述べたところがある（五三三五頁）、宗教政策、宗教制度改革は、外国権力の影響下で行われるべきものではないことを如実に物語っている。宗教はその国の歴史と文化に根差したその歴史や文化の固有なものであるゆえに、それに普遍化した

めの改革をなすとき、その歴史や文化の固有つまり特殊のなかから出てこなければならぬものであることを如実に物語っている。

(四) 福田は、「宗教法入法」の欠陥を四点にまとめて言う(五五二―五五三頁)。

- ① 離脱に関する制度が不十分
- ② 責任役員が公益性をもつ制度として不十分
- ③ 財産管理が整然と行われる保障がない
- ④ 疑似宗法人を防止する方法がない

(資料)

解題「占領と宗教」研究の最近の動向(柴田史子)

(一) 本稿は、とくに宗教に関連した領域における占領研究を中心に最近の動向と今後の課題を探ろうとしたものである。発表者(杉原)は、ここで検討されている文献を逐一読んだわけではないので、文献や研究やそれらの動向について柴田氏の講評が適切かどうかには判断する資格をもたない。しかし重要な文献に対しては、逐一精査し、検討が行われているように見受けられるとはいえる。

(二) ただしひとつだけ明らかな欠陥がある。それは宗教教育に関する方面のものがいっさい検討されていないことである。「占領と宗教」を検討していくとき、それが教育の面において、すなわち宗教教育に関してどのような展開されたかは必須の部分をなすはずである。第一〇章スウィングドール論文のところでは発表者(杉原)が触れた

ように、宗教教育政策はひとつの重大なインパクトを与えているのである。その点の文献の検討が抜けているのはなほだ残念である。

またそのことは、本共同研究全体における弱点としても指摘できることであろう。たしかに占領軍においても宗教を管轄した部署と宗教教育を管轄した部署はちがいが、その意味では宗教と宗教教育は分野がちがうのであるが、宗教制度改革にかかわり、それが宗教教育にどうはねかえり、宗教教育ががどのように展開されたかは重要な部分である。

占領下の宗教教育の問題は、別途教育関係者のあいだで、同程度のレベルで研究がなされており、つぎの「文献目録」のところで紹介されていることを付言しておこう。

「占領と宗教」関係邦語文献目録(栗原淑恵)

本目録は、一九九〇(平成二年)年までに発表された日本の占領期を扱った文献のうちで宗教に関する文献を採録したもので、重複するものも含め延べ五〇〇点を越えている。大学、研究機関の細かな論文も挙げればもつと増えるであろう。発表者(杉原)は、占領期の宗教政策に関する直接の専門研究者ではないので、この文献採録が適切かどうかを直接に診断する資格はない。比較的発表者(杉原)の専門に近い宗教教育の文献の採録にはいくつか抜け落ちているものを指摘できるものの、いちおう重要なものは挙がっているといえるだろう。

ただ一点指摘しておいてよいのではないかと思われるのは、憲法に関して、その宗教の自由、信仰の自由、そして政教分離に関する立法過程及び解釈で、占領軍の政策に言及しているものについても重要なものは採録してよかつたのではないか。

年表 (古賀和則)

(一) 占領期だけではなく戦後五十年間の宗教事件、判例等の年表もほしかったと思う。

本発表のまとめ (発表者＝杉原)

それでは占領下の宗教政策を論じたこの共同研究の講評をしめくくるにあたり、占領宗教政策の結実ともいえるべき占領末期に制定された現行宗教法人法と、その後今日までの我が国の法と宗教の実際の展開を念頭に置きながら、本共同研究によって発表者(杉原)の理解できた我が国の法と宗教の関係を総括し、本発表のまとめとしたい。

(一) まず本共同研究の総合評価であるが、つぎのように述べて異論は出ないであろう。本共同研究は、細かく見れば、以上の論述のなかでもいくつか指摘したように、いくつか抜け落ちている部分も見受けられないわけではないが、「占領と日本宗教」という研究テーマにつき、占領下の占領軍および日本側の占領政策とその展開、およびそれまでの歴史的経緯、そして今日の状況を網羅した主題に恥じない優れた共同研究である、と。

(二) そこでまず本研究で解明している宗教法人法が内有する自己矛盾とも称すべき基本的矛盾をいくつか問題にしたが、その第一は、法第二六条第一項にある、被包括団体が包括団体から離脱しようとするとき、それとかわる包括団体との関係で定めている規則のなかの規定を無視しようというものである。一九四五年(昭和二〇年)制定公布された宗教法人令第11条中にはつぎのような規定があった。

当該神社、寺院又ハ教会が教派、宗派又ハ教団ニ属スルモノナルトキハ尚所属教派、宗派又ハ教団ノ主管者ノ承

認ラ得ルコトヲ要ス

しかるに第五章古賀論文にあるように占領軍宗教課長バンスは、離脱のような場合は、信教の自由の原則に由来するから第五条とは関係なしに解釈すべきであり、したがって離脱の場合は教派、宗派、教団の主管者の承認を必要としないというように指導した。たしかに包括団体からの離脱の自由も信教の自由からまったく理のないことではないが、しかしこれは厳密に解して、ひとつの信仰の下に結成している宗教団体内でさらに新たな信教の自由を付与するという自己矛盾を犯すことになる。もとより、一定の宗教団体に属している信者、信徒もさらに新たな信仰をもつ自由を保有していることはまぎれもない真実である。しかしその自由はいったん所属の宗教団体から離脱して実行すべき信仰の自由であろう。特定の宗教団体に属し、そのなかで新たな信仰の自由があるとして、その宗教団体の所有する部分財産をもって新たに分離独立する自由を所属団体内で与える必要はないはずである。

占領下の状況において、一九四〇年(昭和十五年)の宗教団体法以来、準独立性を与えられていた個々の仏教寺院は、このバンスの指導によって容易に包括団体からの離脱することが可能となった。

バンスの指導は、宗教法人令の規定を無視した法的には許されない指導であったが、宗教法人法第二六条第一項は、このバンスの指導内容を法文化したもので、法的に明らかに矛盾をもった規定である。

(三) 宗教法人法第一八条以下に定める「責任役員―代表役員」制度も、宗教団体に対して未整備で、ために宗教団体に対して矛盾した点が多い。

現行宗教法人法では、議決機関としての代表役員を置いているのであるが、これは第一八条第六項にあるように宗教団体の宗教上の機能にかかわるものではなく、世俗的な面、もしくは世俗とのかかわりにおいて適正な民主的運営を期して置かれたものと考えられているが、第八章竹村論文でも指摘しているように、期待した法人の管理運

當の民主化には、必ずしも機能しておらず、むしろ責任役員制度を利用して、教師（住職）間の相互扶助と相互監視を実現させる機関となっているということになる。

宗教法人令第六条前段にはつぎのような規定があった。

神社、寺院又ハ教会ノ規則ヲ変更セントスルトキハ氏子、崇敬者、檀徒、教徒及信徒ノ総代ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

しかし今日の「責任役員―代表役員」はこの総代の承認を経ずして宗教団体の意思を決定しうる。結果として責任役員は、家族、法類が就任し、信者、信徒の意思を無視した宗教団体運営が可能となっている。

(四)「責任役員―代表役員」制度はつぎのような矛盾もある。法第七八条では、被包括団体の役員が包括団体からの離脱を意思するとき、規則に基づく包括団体からの解任が不可能となっている。これでは包括団体が他の事由によって役員を処分しようとしても、その処分を回避するために離脱を意思する方途を保障したことになり、包括団体の指導力を減退させる原因となっている。

原理的に考えて包括団体からの離脱は、信仰の自由にとってその根幹をなす重要事項であるのに、また「責任役員―代表役員」は法第一八条第六項にあるように、俗事にかかわるものと理念的には限定されているはずにかかわらず、その「責任役員―代表役員」の意思で離脱が可能となるのは、法的未整備であり自己矛盾である。

(五)「責任役員〔代表役員〕」の制度は、その「規則」制定権においても自己矛盾をもっている。第二三条の財産処分、第二七条の包括団体からの離脱など、特定の事項については、信者、信徒および利害関係者に公示させる手続を要するが、それを除けば、「規則」の変更は最終的には議決機関としての責任役員の権限に属している。たとえ、手続のうえで公告を要するなど、議決のための厳しい手続を「規則」で定めていても、その「規則」の規定

じたいを、責任役員の合意さえあれば公告の手続を経ないで改廃できるようになっている。法に定める公告を要する特定事項を除けば、ある事項に公告を要するという手続を定めていても、その手続を定めた規定そのものを公告を経ないで変更することが可能なのだから、公告を要すると定めていても、結局は公告を要さないで決議することができる。少なくとも「公告を要すると定めた規則の変更は公告を要する」というような規定が宗教法人法のなかに必要であろう。

(六) 以上四点は宗教法人法の規定相互間の矛盾であったが、他に、宗教団体を規制する法として重大な欠陥をも指摘しなければならない。

その第一は、信者、信徒の法的利益ないし法的権能を保障する規定がないことである。前記(三)で示したように、宗教法人令第六条では、規則の変更の際は、信者、信徒の総代の同意を要することを規定していた。これは一九四〇年(昭和十五年)の宗教団本法六条の規定を継承したものである。宗教団本法は、このような信者、信徒の意思の反映を保障して、それを前提に寺院の準独立性を認め包括団体からの離脱を認めたのであるが、現行宗教法人法では、信者、信徒の意思の反映が法上いささかも保障されておらず、個々の寺院の準独立性は、「責任役員―代表役員」によって享受され、それによって包括団体からの離脱の自由がある形になっている。

宗教法人法は、信仰の自由を国民の私的自治に委ねていると原理的に説明されているのだが、だとしたら、信者、信徒の意思の反映に関する規定も何らかの形で必要であろう。少なくとも宗教団体を脱退する手続にすることが、「規則」の規定に盛り込まれるべきだとすればそれを促す規定が宗教法人法のなかになければならないであろう。

(七) 宗教法人法は、国家の監督をとつて排除したのであるが、もとより「信仰の自由」ができるかぎり国民の私的自治で保障され、また教育や文化の発達で、今日の我が国の社会において国民の私的自治で「信仰の自由」

を保障しうる可能性が拡大したことはたしかであるが、国家の監督を排除するにも程度の問題があることはたしかである。国民の私的自治を信頼せず国家の監督をみだりに拡大することは望ましくはないが、国家の監督にはほんらい国民の利益が反映しているはずのものである。国家のいかなる監督をも排除していることは国民の利益を無視していることにならう。このような過度の私的自治の信頼と、国家の干与の否定は、たとえば特定の宗教法人に解散命令を出しても、その宗教法人の主宰者が、他の宗教法人を主宰していたならば、解散命令の出る前に、信者も財産も他の宗教法人に移すことによって、実質的に解散命令を回避することが合法的に可能である、ということになる。事実、同一人が二つ以上の宗教法人を主宰している例はめずらしくない。

第八五条の勧告、誘導、干渉の禁止は理念的には正しいことなのだが、そのために宗教団体のあらゆる違法行為を見逃す結果になる。第八〇条にある要件を欠く規則に対しても、一年を経過すれば認承取り消しが不可能となるという規定も解せない。第一四条第五項の、「規則」に加えるべき事項の要求を禁止するのも一面では当然であるともいえようが、宗教法人法の規定が不十分だけにこの禁止は疑問である。

宗教法人法による文部大臣の権限は、「規則」の認承、「規則」の変更の認承、合併の認承、任意解散の認承、公益事業以外の事業の一年間の停止命令、認承後一年以内の認承の取り消し、解散命令があるが、このうち宗教団体の期待に反する措置を行う場合は、通例宗教法人審議会に諮問して意見を聞かなければならない。すなわち、実質的に独自に行える監督行為はいっさいないといえよう。もしそこまで裁量の余地がないとすれば、すべての行政行為を宗教法人審議会に諮問することにおいておいたほうがまだよかつたかもしれない。宗教法人法の規定の未整備なままに、いささかの自由裁量も排して羈束的に行政行為をさせることは、宗教法人審議会も介入することができず、法の未整備をそのまま社会に放出することになる。

(八) 宗教法人法は、信仰の自由をば国家の干渉を最大限に排除して国民の私的自治のなかで享受させるものとしたということに理念的にはなるが、(六)で述べたように、信者、信徒の立場からその利益が損なわれないうための保障の規定がない。(七)で述べたような国家の監督を最大限に排除しているということによって、国家の監督によって保障されるべき国民の利益が保障されておらず、したがって宗教法人法によって保障された私的自治とは、信者、信徒と、国民の利益を排除した、宗教を専門職とする宗教関係者のための私的自治ということになる。民法第三四条による宗教法人の設置の道を事実上閉ざしておいて、また財団としての設置の道を閉ざしておいて、このような不備な宗教法人法をもって宗教および宗教団体の社会的存在を唯一保障するのは明らかに宗教および宗教団体の社会的存在のために問題である。

(九) 憲法第二〇条に定める信仰の自由、宗教の自由は、思想、良心の自由から特定宗派宗教の信仰まで含み、そして個人単位のものから、集団的なものまであり、そしていわゆるカルト、そして歴史的試練を経てきた宗教、そして社会的な祭祀などと広範な範囲を覆っているものである。したがって信仰の自由、宗教の自由は宗教法人法のみによって保障されるべきものではない。集団としての信仰の自由も、憲法第二一条の集会、結社の自由からこうした宗教法人法によるものまで幅広くある。そのことを前提にして、宗教団体に関する法は、逆に幅広く、信仰の自由が自由にして適正に対応して保障するようにしなければならぬ。しかるに現行の宗教法人法は、宗教および宗教団体の社会的存在を保障する法としてその立場を独占しながら、信者、信徒、国民の立場が十分に考慮せず、そしてその一律単純な規定、しかも欠陥も多い同法の規定によって逆に、信仰の自由の自由にして健全な存在が阻害されている。

(一〇) 現行の宗教および宗教団体の社会的存在を保障している宗教法人法は、第六章古賀論文にあるように占

領末期、占領軍と宗教を主宰する宗教専門者との々団合々のような形で制定されたもので、そこに信者、信徒の立場と国民の立場からの見解を反映させることはできなかった。この意味からも現行宗教法人法に欠陥があることは容易に推測できるが、何と、この制度にかかわった占領軍の関係者自身が現行宗教法人法に欠陥があとと断言していることを忘れてはならない(ウイリアム・P・ウッダード「日本における宗教と関係」(龍谷大学宗教法研究会編『宗教法研究』第一二集)一五一頁)。伝統ある既成仏教の寺院はこれによって、いささか厳しい言葉でいえば、「私物化」が進み、そして団結力が弱まり、宗教としての活力を失っていることを現在目撃できるところである。日本において有史以来、初めての外国勢力ないし外国権力の指導によつてできた戦後の宗教制度であったが、井門が序論で述べたように、「普遍」と「相對」(「特殊」)の関係で必ずしも調和しておらず、占領宗教制度改革全体には、プラスに評価すべきものがあるが、基本的には、大きな欠陥をもち失敗をしているといふべきであろう。「普遍」と「特殊」が調和せず、多くは未整備のままの法というよりほかはないのである。

主要参考文献

- 井門富二夫編「占領と日本宗教」未来社 一九九三年
- 杉原誠四郎「日本の神道と仏教—そして宗教教育」文化書房博文社 一九九二年
- ウイリアム・P・ウッダード(阿部美哉訳)「天皇と神道」サイマル出版会 一九八八年 (William P. Woodard, *The Allied Occupation of Japan 1945-1952 and Japanese Religions*, E. J. Brill, 1972)
- 龍谷大学宗教法研究会編「宗教法研究」第一二輯
- 井上恵行「改訂宗教法人法の基礎的研究」策一書房 一九七二年
- 渡辺翁「逐条解説宗教法人法(改訂版)」ぎょうせい 一九九二年

藤谷俊昭「憲法改正論議の一方向―特に内閣憲法調査会における第二十条・策八十九条などの議論を中心として」武蔵野女子学院短期大学

『文化学会紀要』第五号 一九六四年

高橋史朗「神道指令の成立に関する一考察」『現代のエスプリ』第二〇九号 一九八四年